第5章　整備活用

第５章　整 備 活 用

第１節　整備活用の考え方

基本方針をふまえ、「相川らしい文化的景観を次世代へ受け継いでいくこと」「地域の魅力を共有し、広く伝えていくこと」を考え方の拠りどころとして、必要な取組みを進めていく。また、第１章で示したとおり、他の計画との調整を図りながら実施していく。

文化的景観を受け継いでいくための取組みとしては、１）文化的景観構成要素の修理等の適切な実施、２）災害から守るための防災計画の策定などを進める。これらについては、選定申出範囲内にある地区のうち、関連計画において整備活用の方針が定められていない「町場エリア」を中心に内容を整理する。

地域の魅力を共有し、広く伝えていくための取組みは、１）施設や案内・解説看板等の整備に代表されるハード面の取組み、２）情報共有や意識醸成のためのソフト面の取組みを進める。なお、これらの取組みは保存と活用の両面から検討したうえで進めるものとする。

第２節　修理等の方針

重要な構成要素は個票（別冊資料）に示された内容に沿うものとし、それ以外のものについては佐渡市景観計画に定められた景観形成基準をふまえることとする。本節では、そうした基準とあわせて留意すべき点について整理する。

（1）町場エリアにおける修理等の方針

ⅰ）家　屋

家屋の修理は、相川の文化的景観の重層性を考慮し、基本的には現状維持を目的とした修理とする。その際、相川の伝統的家屋に見られる特徴的な要素が対象家屋に確認できる場合にはその保存に努めるが、修理は一律に行うのではなく、個々の家屋の歴史的変遷を尊重した修理を行うように心がけ、現代における生活ニーズも勘案する。

修理にあたっては、必要に応じて建物調査を実施し、修理方針に反映させる。なかでも、復原修理や修景が必要だと判断された物件については、とくに綿密な調査を行い、十分に検討したうえで慎重に実施することとする。また、既存の部材は、可能な限り、残すように努める。

ⅱ）寺社建造物

修理に対する基本的な考え方は、家屋と同様である。

本堂等の主要建造物及び塀・石垣等の工作物の外観については、可能な限り現状を維持するための修理を行い、内部空間については関係者の意向も尊重し、建物の歴史的変遷のほか、利便性にも配慮した修理を行う。

図５―１　町場エリアの町並み（相川炭屋町、相川紙屋町）

図５―２　町場エリアの町並み（相川下戸炭屋町）

ⅲ）石垣・石積み

修理においては、可能な限り既存の石材を再利用することとし、積み方に関しても修理前と同様の工法をとることが望ましい。ただし、各種法令等の制限により現状復旧が困難な場合には、現状の記録を取ったうえで既存の石垣・石積みや周辺景観に配慮した工法を選択することとする。

（2）重要な構成要素の所有者等への働きかけ

重要文化的景観への選定後も、重要な構成要素の所有者や管理者への働きかけを継続して行う。関連する規制や支援、また、文化財としての価値について定期的に周知するとともに、日頃から関係者と積極的にコミュニケーションをとることで、建物の保存について問題等が生じた場合に、所有者が市担当者へ相談しやすい環境づくりを進める。

（3）人材の育成

修理には、歴史的建造物の修理や文化財の保護に対して高い関心と確かな知識をもつ建築設計者及び工務店、職人等の人材が不可欠である。したがって、新潟県等によって実施されるヘリテージマネージャー養成研修などの各種研修を有効活用し、人材育成を推進していく。また、研修受講者等の修理事業への積極的な参加を促し、技術の継承に努める。このほか、建造物以外の石工等の職人についても同様に、人材育成及び技術継承に努める。

（4）修理記録の作成

歴史的建造物や石垣の修理実施にあたっては、文化財保護に対する意識啓発や伝統技術の継承という観点から、各種記録図面の作成、記録用写真や記録映像の撮影等に努める。作成された資料は、文化的景観担当部局にて一元的に管理すると同時に、可能な範囲で積極的に公開活用する。

（5）鉱山関連施設等の修理

修理に関する考え方は、『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書（第Ⅰ期）』（2012）『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書（第Ⅱ期）』（2016）『史跡佐渡金銀山遺跡整備計画書（案）』（2014）『旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画書』（2016）などの、史跡及び重要文化財に関する保存管理計画・保存活用計画を拠りどころとする。

図５―３　下寺町と石垣

図５―４　建築関係者向け説明会（平成 26 年 11 月 17 日）

第３節　活用に関する方針

整備にあたっては、文化的景観の構成要素の関係性を尊重し、景観の一体性を表現するように努める。また、文化的景観の価値を共有していくために、行政と地域住民等が一体となった継続的な取組みを進めていく。

当面検討すべき事業内容を以下に整理する。

（1）案内・解説看板の設置

観光地である相川には、これまでさまざまな案内・解説看板が設置されてきた。そのなかには、経年劣化が著しく本来の機能を果たせていない看板も見受けられる。また、看板のデザイン等が不統一なため必要な情報が得にくく、これらが良好な景観形成の阻害要因ともなっている。

こうした状況をふまえ、看板に関するガイドラインを作成し、これをもとにした計画的な整備を図る。また、看板設置とあわせて散策ルートの整理や「まちあるきパンフレット」を作成し、これらを連動させることで回遊性の向上を図る。

（2）歴史的建造物の活用

歴史的建造物の公開活用は、建物の保存にとどまらず、とくに町場エリアにおいては、増加する空き家の利活用や空き地増加の抑制など、地域の課題にも関わる重要な取組みのひとつである。

したがって、所有者等の意向をふまえながら積極的な活用を図る。活用に際して修理等が必要な場合には、専門家等の指導のもとで適切に実施する。あわせて、その修理現場を効果的に公開することで、職人の技術継承や人材育成、また、文化財保護に対する意識醸成を図る。

必要に応じて歴史的建造物を公有化し、公有化した物件については調査に基づいた復原的な修理も検討し、積極的な公開活用を行うこととする。

(3) 拠点施設の整備

文化的景観の価値や鉱山町の歴史などを紹介し、町場エリアの拠点となる施設の整備を図る。施設は、既存の歴史的建造物などを活用することが望ましい。

(4) 居住者向け駐車場の整備

町場エリアにおいて、建造物のセットバックを可能な限り回避し、景観の連続性を維持していくため、居住者用の共同駐車場等を計画的に整備することが必要である。

(5) 地元ガイドとの連携

相川には地元ガイド組織がすでに存在し、来訪者に対するガイドを行っている。今後、文化的景観の価値の共有や伝え方について、ガイド組織との連携を深めていく。

(6) 各種刊行物の発行

相川の重要文化的景観選定に向けた取組みの一環として、文化的景観に関する普及啓発をコンセプトに、これまでに広報誌やガイドマップ等を発行してきた。今後も、文化的景観の取組みや地域の文化資源の紹介・共有を図る手段として、こうした刊行物を有効活用していく。

(7) 鉱山関連施設の整備活用との連携

鉱山関連施設の整備活用は、史跡や重要文化財の枠組みにおいて実施されるが、これらは文化的景観の重要な構成要素でもあることから、文化的景観の価値についても伝達されるように連携を図る。

図5—5　相川の景観に配慮した案内・解説看板

図5—6　町家の活用・「京町茶屋」外観

図5—7　町家の活用・「京町茶屋」喫茶スペース

［参考］サイン整備計画の基本的な考え方

●サインも風景の一部になる

相川は平成 27 年 10 月に「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観に選定された。

しかし現在、選定範囲全体に関するサイン計画は策定されておらず、無作為に様々な関係者がサインを設置している状況にある。そこで、重要文化的景観の価値を損なうような案内板や看板の乱立を避け、適切な内容、配置デザインに配慮するとともに、既設サインの撤去、改修、修理も含めて誘導、案内、解説等のサイン機能を効果的に果たす整備を進める目的で、相川のサイン計画の検討を行った。

その結果、相川の風景の価値を広く伝え、将来的な世界遺産登録を目指す上で共有すべき心構えをまとめた「相川風景憲章」を作成し、今後は、以下に挙げるような公共サインに求められる５原則、サイン整備フロー、回遊ルート設定、18 項目にわたるチェックリスト等をもとに、計画的な整備を図ることとする。

●公共サイン「5 つの心構え」

1. 無闇にサインを立てるべからず
   まずサインがなくても楽しめるまちを考える
2. 目立つサインを立てるべからず
   求める人にだけ見えるサインを目指す
3. 借り物を使うべからず
   風景もデザインも本物で勝負する
4. 余分な情報を載せるべからず
   サインで伝えることを明確する
5. 手入れを怠るべからず
   磨かずに光るのは金だけと心がける

●公共サイン整備フロー

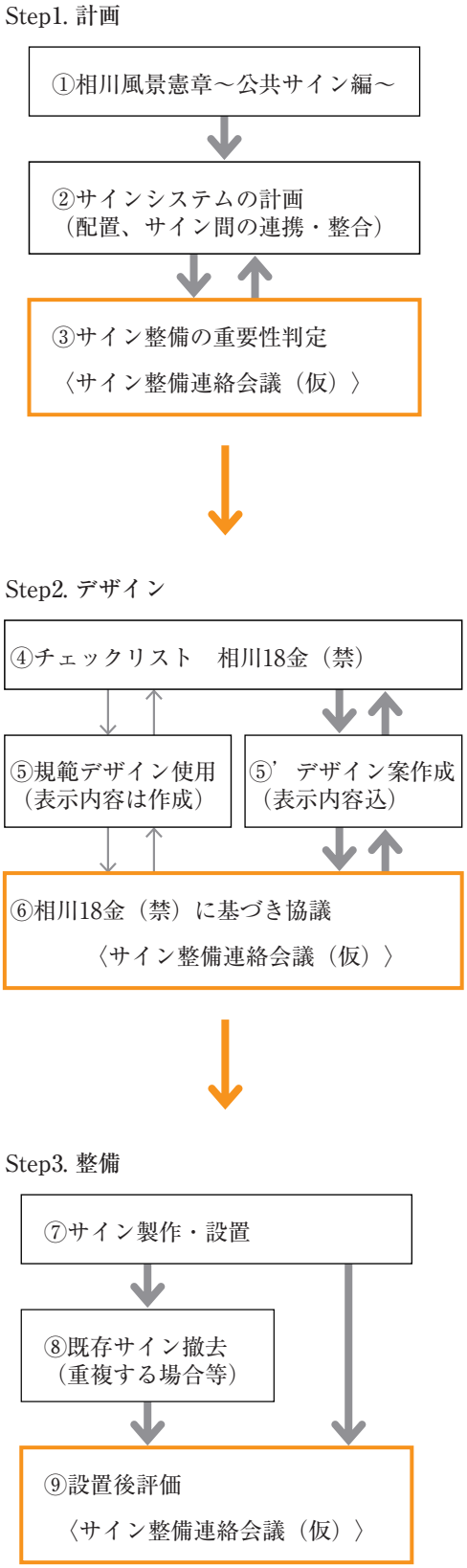

●系統立てる

モデルコースごとに誘導サインを立てると膨大な数となり、来訪者には不親切で風景も損ねるサインになってしまう。そこで主要なルート（＝まちの骨格となる道）を設定し、現在地とまちのシンボルとなる場所を端的に伝えるシステムが必要となる。

●適切に配置する

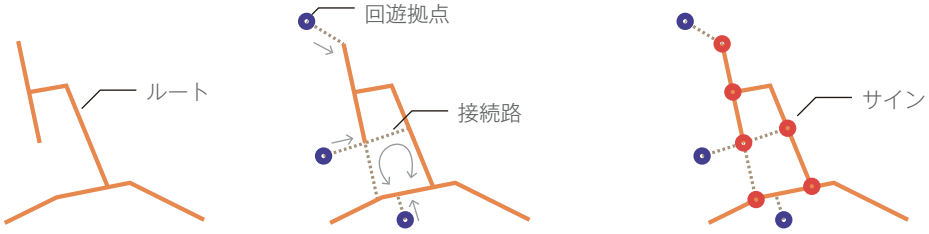

①ルートを設定　② 回遊拠点と接続路を設定　③ ルートや接続路の交点に配置

●伝え方を工夫する

来訪者が理解できる情報量は限られるため、表示する情報にも重要度に応じた選定や適切な表示方法の検討が必要となる。右の例ではサインシステムに対応してルート毎に表示情報を整理し、系統的に情報をデザインしている。またサインだけで完結するのではなく、手持ちマップと連動して役割を分担する。

●チェックリスト　相川 18 金（禁止）

1. 無闇にサインを立てるべからず

01. 場当たり的に立てない
- □計画されていない or 適切ではない位置にある
- □明確なシステムに基づく配置計画が行われている

02. 他サインと近接して立てない
- □同じ表示対象のサインが近接している
- □類似した表示対象のサインが近接している
- □適切に離れている

2. 目立つサインを立てるべからず

03. 大きなサインを立てない
- □幅 or 高さ or 奥行きのいずれかが基準を超えている
- □表示情報に比して全体が大きい
- □適切である

04. 眺めを阻害するサインを立てない
- □幅 or 高さ or 奥行きのいずれかが基準を超えている
- □表示情報に比して全体が大きい
- □適切である

05. 基調色から逸脱した色彩を使わない
- □色相が周囲と大きく異なる or 明度・彩度が高い
- □適切である or 素材色を活かしている

06. 色を多用しない
- □本体，表示板ともに 3 色以上
- □いずれかが 3 色以上
- □どちらも 2 色以内

07. 煩雑な支持形状にしない
- □最低限の支持に不要な部材 or 粗雑な支持部処理
- □整然としている

08. 複雑な形状の表示板にしない
- □過度に凹凸があるなどシルエットが目立つもの
- □単純なシルエット or 素材を活かした形

09. 即物的な表現をしない
- □キャラクター等を即物的に取り入れている
- □独立したデザインとして成立している

10. 注意を引くための書体を選ばない
- □ POP 体，斜体など強調することを意図した書体
- □草書体，行書体など慣用的に崩した書体
- □明朝体，ゴシック体，楷書体など明快な書体

3. 借り物を使うべからず

11. 使う素材と無関係な表現を施さない
- □擬木，再生木材，模様の印刷，模様の塗装など
- □素材を活かした表現

12. 文化的背景に反する形や素材を使わない
- □別の時代や文化を想起させるモチーフ
- □どこにでもある形や素材のみで構成
- □文化的背景に即した形や素材

4. 余分な情報を載せるべからず

13. 機能に対して余分な表示をしない
- □表示が多い
- □表示が不足している
- □適切である

14. 補足情報（設置主体等）を表に出さない
- □補足情報が主情報と同等以上に目立つ
- □主情報よりも控えめな表示・配置

5. 手入れを怠るべからず

15. 支持材の劣化を放置しない
- □塗装の剝げ，錆，腐食など支持力低下につながるもの
- □退色，キズ，落書きなど美観を損なうもの
- □良好な状態である

16. 表示の劣化を放置しない
- □判読等が困難なもの
- □良好な状態である or 判読等に支障はない

17. 他と矛盾する情報を表示しない
- □近接したサイン等と整合性がない
- □情報が古い，名称が不揃いなど
- □適切である

18. 表示を隠さない
- □遮蔽物ができている
- □良好な状態である

評価．　80 点以上→適切

項目が 2 つの場合は上から×，○．3 つの場合は上から×，△，○．「01」は× =50 点，○ =100 点．「02 ～ 18」は × =0.8，△ =0.9，○ =1.0 として「01」の点数に順に乗算．

●相川地区規範デザイン例　姿図一覧（仮）

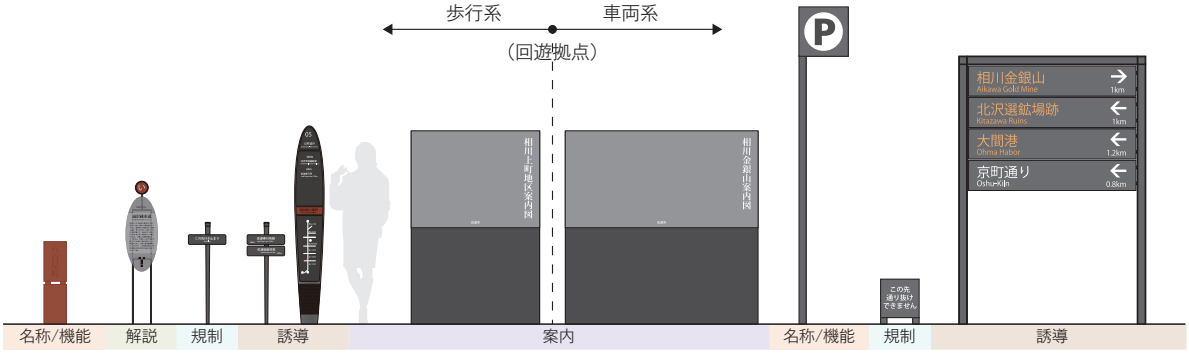

第4節　防災に関する方針

(1) 防災の考え方

選定申出範囲において発生しうる諸災害のうち、発生頻度と文化的景観に対して及ぼす影響が特に大きい災害は火災である。本節では、火災を中心に、文化的景観の景観構成要素を守るための防災及び減災対策の現状と課題を整理する。

なお、防災や減災のための住民レベルでの取組み、住民の生命や財産を守るための施策は『佐渡市地域防災計画』（平成22年度）に示されているため、ここでは省略する。また、鉱山関連施設等については、重要文化財あるいは史跡等において別途仔細な防災計画が立案されるため、具体的な計画はそれらに依拠することとする。

(2) 選定申出範囲における防火対策の現状と課題

図5－8・9は選定申出範囲のうち町場における防火水槽及び消火栓の分布（2014年9月現在）と安全地帯（防火水槽は半径100m、消火栓は半径100m）のエリアを示したものである。

なお、「相川上町」のように小路が多く、安全地帯に含まれていても取水が困難な場所も存在する。したがって、個々の立地条件をふまえて消火設備配置を検討することが必要である。

今後は、文化的景観担当部局や消防部局等の市関連部局及び地元住民による消防団等が密に連携し、日頃から文化財の防災や消火設備に対する意識啓発を図っていく。また、こうした文化財保護のための防災について、組織体制の構築や防災のための日常的な取組みを推進する。

(3) 町場エリアにおける地区別の現状と課題

ⅰ）上町地区

台地上に位置する上町では木造家屋が密集し、小路が多く、主要道路の幅員も狭いため、こうした地形的な特徴が迅速な消火活動を行ううえでの制約ともなっている。また、下町に比べると消火設備の設置数も少なく、ひとつの消火設備から取水可能な範囲が限られている。

こうした現状をふまえ、確実に消火活動を行うため、消防部局と連携して消火設備の見直し等を計画的に進め、地区全体を面的にカバーできる消防体制を構築していく。また、空き家が多いため、その分布状況等を把握し、防災に努める。

ⅱ）下町地区

下町には多くの消火設備が設置され、中心部では一部を除いてほとんどの街区において迅速な消火活動が可能である。今後は、より確実な消火活動を可能にするため、消防部局と連携して消火設備の充実に努めることが望ましい。

ⅲ）山　林

相川の地形的特性ゆえ町場の至近には山林が立地している。山林については設備等の整備によって防災・減災を図ることに限界があり、またその維持も困難であることから、山林の日常的な利用者の注意やその喚起によって防災を図るものとする。

(4) 準防火地域及び建築基準法第22条地区の扱い

選定申出範囲のうち、上町及び下町には、準防火地域及び建築基準法22条において定められた地区が存在する。こうした地区においては、建築物等の新築及び改修を行う際には、防火上の観点から使用する材料等に制約が加えられ、文化財の修理においても、本質的価値と防火の観点から材料や工法等を採用していくことが求められる。

将来的には、とくに重要な建築物については、必要に応じて、準防火地域及び建築基準法22条区域の適用除外等の措置を検討していく。

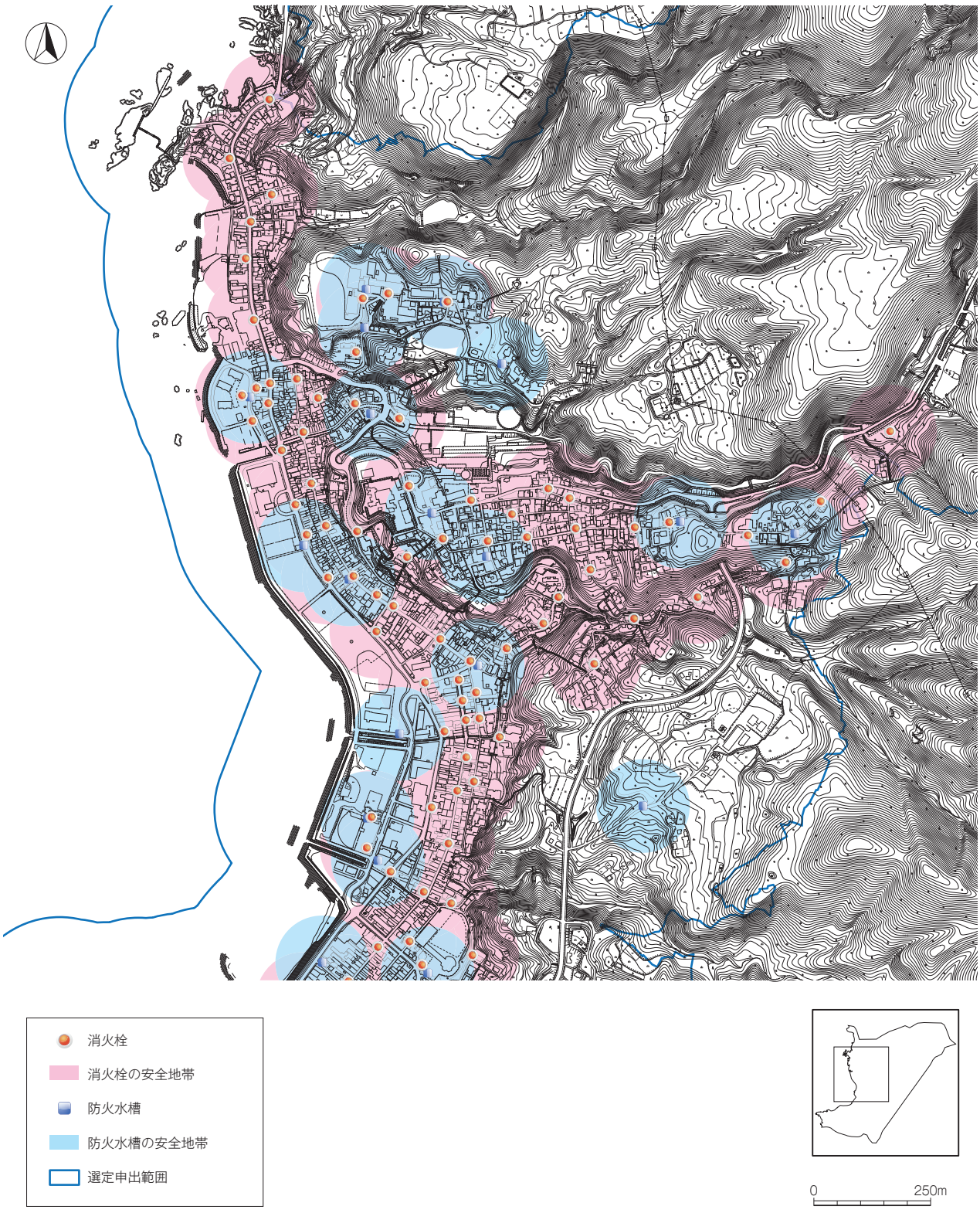

図５―８　選定申出範囲における消防設備の現状と課題（町場エリア北部）

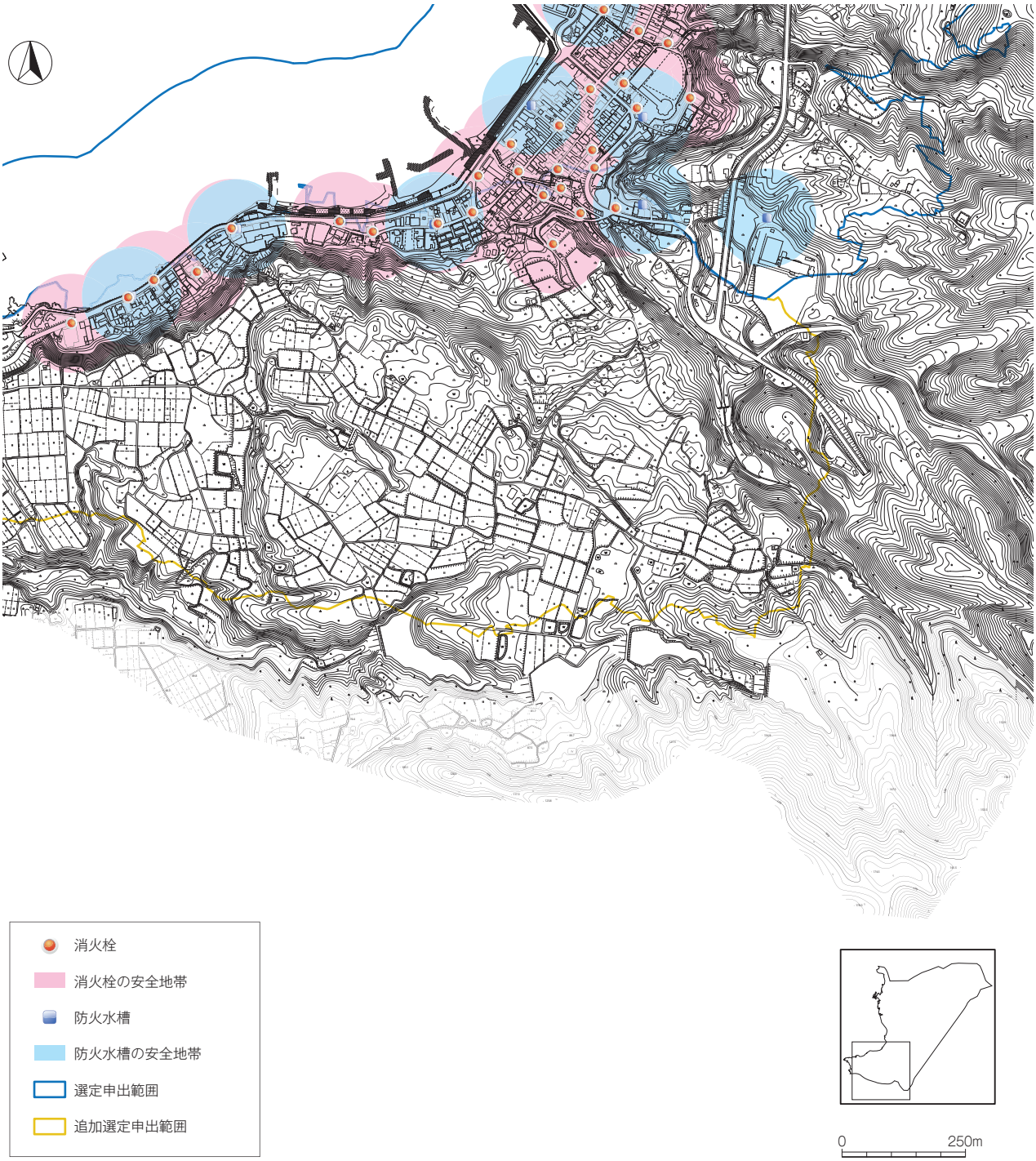

図５―９　選定申出範囲における消防設備の現状と課題（町場エリア南部）

［参考］「建築基準法 22 条区域の解除に向けた指針」

各都道府県建築行政主務部長宛て国土交通省住宅局建築指導課長通知「建築基準法第二十二条の規定による区域の指定等について（技術的助言）」（平成 24 年３月 30 日、国住指第 4118 号）において、「（前略）法第二十二条の規定による区域の指定の解除については、法令上特段の規定は存在しないが、当該区域及び周囲の建築物の状況等地域の実情に応じて防火上支障がないと判断される場合は、同条第二項の規定の準用等により区域の指定の解除が可能である。その際は、別添のとおり、特定行政庁において指定の解除を行った事例があるので、参考にされたい。（以下略）」とされている。

なお、別添の事例としては、北海道恵庭市（グリーンツーリズム推進）、岩手県石巻市（地場産品である茅の活用）、福島県白河市（公園整備のための茅葺屋根民家の移築）、群馬県吾妻郡草津町（外壁等に木材を多用した建築物の計画が非常に多いため）、千葉県印旛郡栄町（史跡整備に伴う公園整備における茅葺屋根古民家の再現）、千葉県浦安市（ディズニーシー建設予定区域における茅葺屋根等の施設建設計画の存在）などが示されている。

表５―１　準防火地域及び建築基準法第 22 条区域における制限

区域	部位		必要な措置	
準防火地域	屋根		不燃材料等	［建築基準法２条９号］ 不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの ［建設省告示 1400 号（平成 12 年）： 国土交通省告示第 1178 号による改正（平成 16 年）］ 1　コンクリート 2　れんが 3　瓦 4　陶磁器質タイル 5　繊維強化セメント板 6　厚さが３mm 以上のガラス繊維混入セメント板 7　厚さが５mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 8　鉄鋼 9　アルミニウム 10　金属板 11　ガラス 12　モルタル 13　しっくい 14　石 15　厚さが 12mm 以上のせっこうボード （ボード用原紙の厚さが 0.6mm 以下のものに限る。） 16　ロックウール 17　グラスウール板
	外壁 軒裏	延焼のおそれのある部分	防火構造	［建築基準法２条８号］ 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
建築基準法 22 条区域	屋根		不燃材料等	（上記参照）
	外壁	延焼のおそれのある部分	準防火構造	［建築基準法 23 号］ 22 条区域内において、延焼のおそれのある部分の外壁に必要とされる準防火性能を有する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

※茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については適用除外。

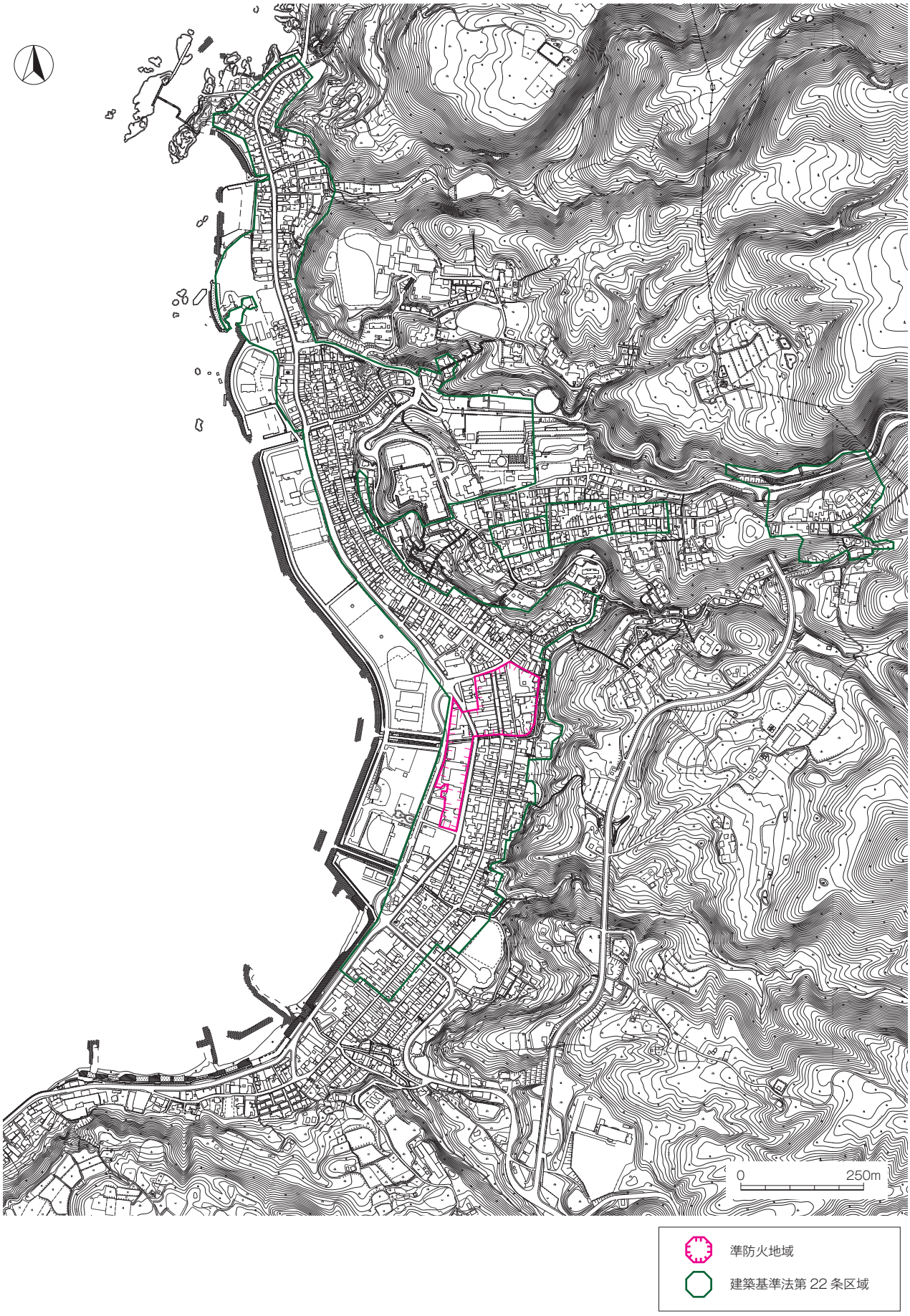

図５―１０　選定申出範囲における準防火地域及び建築基準法第 22 条区域（町場エリア）

第6章　運営体制

第6章　運営体制

第1節　運営体制の考え方

(1) 課　題

文化的景観の保護は、文化財の枠を超えて行政各部局や関連団体が連携していくことが重要である。そのなかでは、取組み等の役割を分担し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要である。しかし、現状の取組みは行政主導となりがちであり、民間組織との十分な連携には至っておらず、また、行政部局内においても関連部局間の連携が不十分な場面も見受けられる。

今後は、所有者等に対する十分な支援体制を構築するとともに、文化的景観に関心をもつステークホルダーを広げ､適切な連携体制を構築していくことが求められる。

(2) 将　来　像

関係するステークホルダーを整理し、その役割分担を明確にすることで、ワンストップで一元化した運営体制を目指す。そのために、まずは、関係団体の把握や連携体制の構築を図る。また、行政の支援体制については、部局の枠を超えて、所有者や住民のニーズをふまえて時代に応じた多角的なプログラムを用意していくものとする。

とくに重要な取組みとして、行政と住民が協働した取組みの継続に努める。したがって、当面は行政中心の運営を行うが、将来的には官民学協働による質の高い地域デザイン、エリアマネジメントの実現を図っていく。

上記をふまえ、行政と住民をつなぐ中核的な組織「相川まちづくりセンター（仮）」の設立を目指す。センターが相川が抱える問題を包括的に認識し、下記の①～⑤に示したような管理運営に係る業務を一元的に扱い､また、佐渡市関連部局と住民とのパイプ役となることで、地域に根ざした住民主体のまちづくりにつなげていく。センターは、建造物等の修理に関する事前協議をはじめ、文化的景観に関する相談窓口となり、現状変更届出等の必要手続きの説明等の初期対応を行い、重要な構成要素の所有者や管理者と佐渡市との仲介役として機能していくことが望ましい。

[センターが担う主な機能]

①景観計画及び文化的景観に関する手続き窓口
②建造物修理等、その他景観形成に関するアドバイザリー業務
③文化的景観の価値や相川らしさの発信、共有に向けた取組み実施　（文化的景観ガイダンス施設）
④保存管理のためのモニタリング業務
⑤地域づくりのための官民学の連携推進拠点

第2節　関係組織とその役割

(1) 保存管理の体制

ⅰ) 行政各部局の役割

第４章において示したとおり､「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の保護は、佐渡市景観計画に基づく景観形成基準を適用し、とくに保存が必要な景観構成要素については、重要文化的景観の「重要な構成要素」として特定し、価値をふまえた保存措置を図る。

景観計画による保存措置については、対象行為を実施する場合には原因者（所有者等）からの届出を景観担当部局が受理し、景観形成基準との適合について審査を行う。その際、文化的景観担当部局とも情報を共有し、文化的景観の価値もふまえ、必要に応じて原因者と計画修正等の協議を実施することとする。

また、重要な構成要素として特定した要素の滅失又はき損・現状変更ついては、文化的景観担当部局との事前協議を別途行うものとし、重要な構成要素個票に記載された保存内容や取扱基準に基づき、文化庁長官への届出等を行う。

なお、選定申出範囲における公共事業は、重要な構成要素への特定の如何にかかわらず、文化的景観担当部局との事前協議を行う。ただし、公共事業のうち軽微なものについては、文化庁長官への届出は行わず、年に一度文化庁への報告を行う。

ⅱ) 地域の NPO 組織・住民組織・地域住民の役割

現状変更の原因者（所有者等）は選定申出範囲全域について景観計画における景観形成基準を遵守し、景観条

例施行規則に掲げる行為の実施時には、市景観担当部局へ景観条例に基づく届出を行う。

また、重要文化的景観における「重要な構成要素」の所有者等は、滅失又はき損･現状変更等が生じた際には、市文化的景観担当部局と事前協議を行い、重要な構成要素個票において特定された内容に該当する場合には文化庁長官への届出をあわせて行うものとする。

なお、「相川上町」については、団体同意に基づく重要な構成要素であるため、所有者等との事前協議の後、第４章において特定された対象行為に該当する場合は、市文化的景観担当部局から「相川第２分団自治会」へ届出を依頼することとする。それに基づき、「相川第２分団自治会」は文化庁長官への届出を行うこととする。

(2) 整備活用の体制

ⅰ) 行政各部局の役割

整備活用においては、関連する部局との役割分担及び連携が不可欠である。とくに空き家となった歴史的建造物の保存と活用においては、関連する部局との情報共有や政策的な連携を図る。

ⅱ) 地域の NPO 組織・住民組織・地域住民の役割

行政担当部局との連携のほか、観光協会や NPO 等の組織が果たす役割も大きいため、関心のあるステークホルダーを中心に連携して取組みを進める。

また、行政は、そうした取組みに必要な資金等の支援に努めていく。

(3) 関連組織との連携

ⅰ) 他地区との連携

こうした取組みのなかでは、佐渡の世界遺産の構成資産候補となっている他地区、とくに時代は異なるものの採掘に由来する景観や集落を継承し、文化的景観の取組みを続けている西三川地区（重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」）との連携も重要である。時に協力し合い、時に比較しつつ、連携した取組みを目指す。

ⅱ) 教育機関との連携

地域デザインやエリアマネジメントでは、外部の視点が入ることによって得られる成果も多い。特に高齢化が進む相川においては、若い世代の視点や活力が地域にもたらす効果は大きい。そこで、新潟大学や長岡造形大学等の近隣大学の協力も得て、学生・大学院生などのアイデアや活力も積極的に活用する。

ⅲ) そのほか関連組織との連携

多様な関係者の理解や参加を得て活動を広く展開していく。

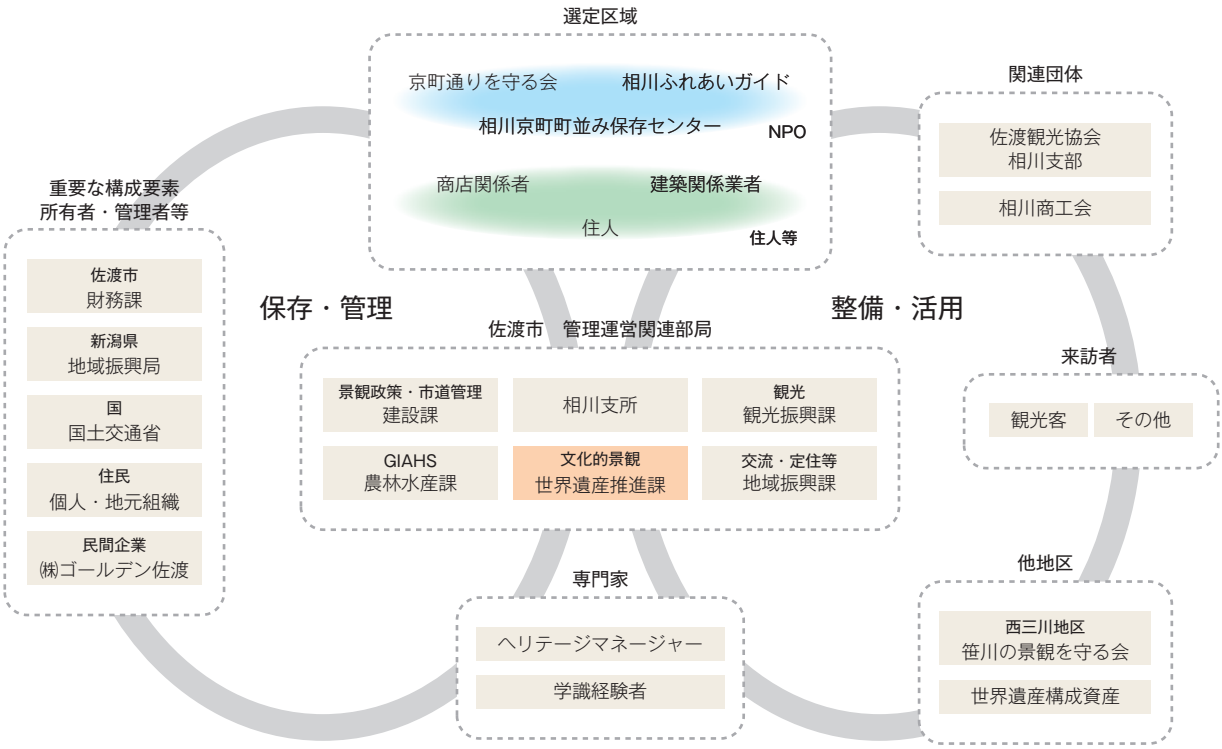

図６―１　関連組織の役割（現状）

第３節　資金的な方策

(1) 重要な構成要素の保存

重要な構成要素の保存を支援するため、「佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱」（以下、「補助要綱」）に基づき、所有者等へ補助金を交付する。補助要綱に基づく整備事業は、重要な構成要素個票にて特定された保存内容を遵守したものとする。

補助金の交付額及び上限額については表６―１のとおりである。文化的景観の本質的価値の保存の観点から重要な構成要素に単体で特定した家屋は「指定物件」とし、重要な構成要素の保存及び文化的景観全体の価値の保存を促進する。また、団体同意に基づく相川上町（上町景観重点保全区域）においては、区域の全体性に価値を置いており、その景観形成という観点から、地域内の全ての建造物を「指定外物件」として、補助要綱に基づく整備事業の対象とする。

(2) 選定申出範囲全域にわたる景観形成及び歴史的建造物の利活用促進

選定申出範囲の景観形成及び歴史的建造物の利活用を促進するため、相川地区の歴史的建造物において実施する一部事業に対して「佐渡市世界遺産町並み保存支援事業」（市単費事業、以下「支援事業」）を通じた資金補助を行う。補助対象事業及び補助率は表６―２のとおりである。対象物件は、文化的景観の重要な構成要素としての特定にかかわらず、相川地区に位置する築後50年が経過した歴史的建造物（平成20年度新潟県「知の財産」活用事業で特定された物件）とする。

支援事業の財源については、当面は佐渡市単費事業とするが、将来的には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）における歴史的風致維持向上計画の一部などとすることを検討し、その認定及び補助を受けた事業へと展開することも検討する。また、その際には歴史的建造物を同法に基づく歴史的風致形成建造物等に指定し、多様な制度の枠組みから保存及び利活用を推進することも選択肢のひとつとして多角的な検討を進める。

(3) 選定申出範囲全域にわたる景観向上の促進

選定申出範囲において良好な景観を形成することを目的とし、「佐渡市景観づくり助成事業」（市独自事業）に基づく補助を行う。補助対象事業及び補助額、上限額は表６―３のとおりである。ただし、表６―１、６―２に挙げる事業との併用はできない。

また、「佐渡市景観づくり助成事業補助金交付要綱」（平成23年告示第93号）第３条に基づき、「景観づくり推進事業」については景観づくり推進地区への認定が必要とされる。景観づくり推進地区の認定のためには、地区協定の協定書、協定区域図の作成に加え、協定区域内の

表６―１　佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱に基づく事業

対象範囲※1		事業内容	国	県	市	所有者
重要な構成要素	指定物件	個票保存基準に基づく対象事項の修理等（建物外観及び構造耐力上主要な部分の修理等）	45%※2	22.5%※2	22.5%※2	10%
	指定外物件	個票保存基準に基づく対象事項の修理等（建物外観修理等）	35%※2	17.5%※2	17.5%※2	30%

※１　対象範囲については、第４章第３節（表４―１２、図４―１０）参照。
※２　補助限度額が設定されている（指定物件900万円、指定外物件700万円）。
　　ただし、佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門分野会議等で了承を受けた物件については、上限を超え補助できるものとする。
※３　事業実施後は、10年以上の居住又は活用をすることが条件である。

表６―２　佐渡市世界遺産町並み保存支援事業

対象範囲	事業内容	国	県	市	所有者
重要文化的景観選定申出範囲の歴史的建造物※1	外観修復、内部改装、空き家取得、空き家対策活動、空き家活用、賃借	―	―	50%※2	50%

※１　歴史的建造物とは、建築後おおむね50年を経過した建造物で、平成20年度 新潟県「知の財産」活用事業の報告書（新潟大学工学部建設学科都市計画研究室・人文学部地理学研究室編〈2008〉『佐渡相川・笹川の歴史的環境と歴史的建造物：平成20年度新潟県大学「知の財産」活用事業：佐渡金銀山世界遺産登録に当たってのまちなみ調査と整備・活用の提言』）に歴史的建造物として記載されているものとする。
※２　補助限度額が設定されている。
（内部改装・外観修復：100万円、空き家取得：50万円、空き家対策活動：５万円、空き家活用：20万円、賃借：１月につき１万円）

表６―３　佐渡市景観づくり助成事業補助金

事業名	対象	支援対象	補助額	限度額
地区協定推進事業	地域の景観づくりルール作成 団体育成・意識啓発	組織運営事務費、会議会場費、 学習会、講演会、先進地調査経費	4/5 以内	10 万円
景観づくり推進事業	景観づくり推進地区※ における 建築物・工作物・生垣等	①建築物の外観修景	1/3 以内	20 万円
		②公共性の高い工作物の修景		５万円
		③景観阻害工作物の遮蔽物設置		８万円
		④生垣設置、既存ブロック除去		６万円
既存建築物等の外観変更事業	既存の一般建築物	景観形成基準を超えた建造物の修繕	1/5 以内	10 万円
生垣等設置奨励事業	生垣等設置	新たな生垣設置		５万円
		新たな生垣設置に伴うブロック塀の除去		４万円

※　景観づくり推進地区の認定には、協定書等の作成とともに、協定区域内におけるすべての土地所有者等の同意が必要とされる。
（佐渡市景観づくり助成事業補助金交付要綱第７条）

土地所有者等の同意が必要とされる（同要綱第７条）。

（4）重要な家屋の特定と税制優遇措置

地方税法第 349 条第３項 11 号及び地方税法施行令第 52 条第３項３号の規定に基づき、「重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの」を「重要文化的景観の形成に重要な家屋」とし、文部科学大臣が定めるものとしている。当該物件については、「重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、（中略）当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする」と定められている。「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」においても、同規定に基づき、重要な構成要素のうち単体で特定された個人家屋について「重要文化的景観の形成に重要な家屋」として告示し、税制優遇措置を実施する。

文化的景観の本質的価値の観点から見た保存対象要素の価値は、家屋のみならず敷地利用、石垣や建物配置等も含めた全体性にあることから、敷地全体を重要な家屋の範囲として位置づけることする。

（5）価値の共有のための取組み

文化的景観の価値共有のための取組みは、「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」（平成 17 年４月１日決定、平成 20 年４月１日、平成 22 年５月１日、平成 26 年４月１日改正）の定める「整備計画立案」、「標識、説明板、境界等の設置及び改修工事」、「防災、便益管理施設の設置及び改修工事」については同要項の枠組みにおいて実施するものとする。その他の各種取組み（地図印刷、イベントの実施等）については、市文化的景観担当部局の単費事業として実施するほか、内容に応じては第２節において言及した観光部局・観光協会等の各種取組み・財源とも連動した取組みとして実施する。

（6）相川上町における石垣等の保存

重要な構成要素「相川上町」（上町景観重点保全区域）は、家屋のみではなく、地割りや土地利用構造、石垣・石積みの構築なども含めた部分に価値を有する。これらは私有地に含まれていることが多く、所有者がすでに地域を離れてしまっていることがあるため、保存のためのメンテナンスや崩落時の修理が不可能となり、放置されてしまう場合もある。石垣という要素の特性もあり、崩落やメンテナンスを放置した場合、土地の形状も変化してしまう。このことが、相川上町の地形的な特性に与える影響は大きく、ひいては文化的景観そのものの本質的価値を著しく低下させることとなる。その点で、通常の重要な構成要素の修理・修景補助事業に加え、別途、保存のための資金的措置を検討していく必要がある。

おわりに

今から約 400 年前、鉱山の開発に伴い、それまで何もなかった場所に町が形成され、以後、鉱山の栄枯盛衰とともに町は変化をかさね、主要な産業も鉱業から変化していった。その長い時代にわたる変化が、今の相川をかたちづくっており、その歴史のひとつひとつが、相川の景観のそこここにあらわれている。

それは相川のシンボルである「道遊の割戸」だけではない。例えば、山中に無数にある鉱山の遺跡や関連施設、町場に築かれた多数の石垣、修繕をくり返しながら使用されてきた住宅、人や物を結ぶ街路、鉱山の稼働と人々の暮らしに欠かせない河川、信仰の場として人びとの心の拠りどころとなってきた寺社などである。これらには、鉱山や鉱山町がたどってきた約 400 年の歴史を知るための無数の情報が刻みこまれている。例えば、建物ならば、その構造や意匠、調度品から建築技術や住まい方、当時の流行りまで、1 軒の建物がもつ情報は当時の文化的・社会的背景にまで及ぶ。そうした無数の情報を組み合せることで、長い歴史をもつ鉱山町の全貌がようやく見えてくる。それが文化的景観であり、私たちは、相川の文化的景観の価値を「400 年にわたる鉱山開発によって形成された鉱山町の重層的な景観」という言葉で表現し、本書でその詳細を説明している。

文化的景観を育み、支えてきたのはそこにある人の営みである。人の営みがある町には変化がともない、それが自然なあり方である。一方で、あまりに急激で大きな変化は、地域にとって大切なものを失いかねない。現代においては、そうした大きな変化がおこりやすい。この保存計画では、変化を拒むのではなく、今ある景観の保存と変化がうまく折り合いをつけていくために、基本的な考え方や今後の取組みの方向性を示している。

私たちの今後の取組みは、新しい何かをゼロからつくり出すのではなく、今あるこの景観がもつ価値や魅力を守りながら育んでいくためのものである。ときには、新しいものを大胆に取り込むことで、すでにある魅力がより引き立つこともあるであろう。ただ、そのときには、すでにあるものとの折り合いを考えることが大切であり、それが文化的景観の保存の要となる。また、そのためには、さまざまな要素が複雑に関係しあうことでつくりだされる景観の魅力と価値をわかりやすく発信し、それらを地域で共有していくための取組み、さらには、過疎化・高齢化を背景とする地域の課題に向き合うことが欠かせない。

島外から相川を訪れたある人は、「相川は今のままで十分にすばらしい。今あるものをずっと残していってほしい」と言った。今のすばらしい相川を何世代にもわたって受け継ぎ、また、私たちの子孫が誇りをもって暮らすことのできる相川をつくっていくことが求められている。

今後の私たちの取組み

- 相川の文化的景観に関する取組みに対する地域の人々の参画を検討し、これを実践していくことで、価値や課題を多くの人々と共有していく。
- 重要な構成要素の所有者等へ継続的に働きかけ、保存に対する支援を行う。
- 重要な構成要素に特定した家屋をはじめ、歴史的建造物の積極的な活用を図る。
- 本計画において定めた価値や修理方針に基づいて工事を実施できるよう、関係者と連携した運営体制を構築していく。

平成 29 年 3 月 31 日　発行

佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

－保 存 計 画 書－

編　集　　佐渡市世界遺産推進課
新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室

発　行　　佐渡市世界遺産推進課
〒952-1209 新潟県佐渡市千種 246 番地 1
電話：0259-63-5136

印　刷　　有限会社　不 二 出 版

CULTURAL
LANDSCAPE OF
THE MINING AND
MINING TOWN
IN AIKAWA,
SADO